

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

2025 年、国民の 4 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢社会に突入しています。医療や介護などの社会保障費の増人や人口と労働力の減少、空き家問題などが懸念される中、福祉保健活動の拠点を担う地域ケアプラザの役割はより多様化していくことが考えられます。指定管理部門と介護保険部門がさらなる連携を強化して様々な課題を乗り越えていくために、専門職である職員一人ひとりが自覚を持ち、責任を果たすべく業務に取り組んでいきます。担当の高田地区は区内で最も高齢化率が高い地域のひとつで、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。また納涼盆踊り大会、防災運動会、音楽祭といった規模が大きい地域イベントやボランティアな活動は多数ありますが、担い手の発掘や育成に課題を抱えている現状があります。コンパクトなエリアの中で山坂、平地がはっきりと分かれているため、それぞれに生活課題等の違いも見受けられます。近年はマンション建設や道路拡張整備等によって交通利便性の向上や交通量の適正化、駅前には商業施設の建設、令和 7 年度にはコミュニティハウスが開所するなど、まちの環境が大きく変化しつつあります。地域包括ケアシステムの考え方を基本として、医療や介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が継続できるようにすることが大切です。そのために地域、医療、福祉、行政等が綿密に連携し、支援を必要としている人に必要な支援や情報が迅速、確実に届く仕組みづくりを行うことが最も重要な役割であると感じています。また個別相談の内容や地域ケア会議等を重ねることで得られた課題から地域全体の特性や傾向を把握し、問題が深刻化する前の早期対策を呼びかける役目も担っていると思います。これは高齢に限らず、子育てや障がい分野も含めた地域全体が対象として当てはまると考えています。防災や防犯、虐待や孤独といった、世代関係なく起こり得る様々な課題について積極的に関わり、全体で取り組むことが総合的な地域包括ケアであり、現在のケアプラザに求められるものと思います。当法人は港北区を中心に 40 年以上にわたり事業を実施し、ケアプラザの運営を行う前からも高田地区を対象に短期入所、施設入浴、地域ボランティアと連携した配食サービス等を実施してきました。今年度は法人の地域貢献として港北区内で開催している子ども食堂への助成をはじめました。福祉事業を行う上で重要なのは「人との繋がり」ですが、当法人は長きにわたる地域との関係を活かして平成 12 年にケアプラザを受託し、地域との協働を重視した事業を 25 年間行ってきました。次期指定管理期間においても更に地域、医療、福祉のネットワークを広げ、関係機関・関連団体等との連携を深めながら安心安全なまちづくりを行う、その役割を果たしてまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

高田地区は連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会がそれぞれ一つずつで構成されている連携し易い地域です。高田天満宮や興禅寺、塩谷寺といった歴史ある場所や田園地帯が残る一方で、市営地下鉄開通や新しい道路（宮内新横浜線）の開通、マンション建設、駅前には商業施設の開設、そして令和7年度には住民が待ち望んでいたコミュニティハウスが開所するなど、大きな変化も見られます。古い戸建てが集まる住宅街が多いため、高齢化が進み、独居や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。また住宅街の中に商店等が少ないため、買い物や移動に関する要望も多くなっています。昨今、古い住宅の跡地に複数の戸建てが建ち、子育て中の若い世代が転入してくることが増えてきました。今後、地域活動やボランティアへの参加が期待されるのですが、残念ながら町内会の加入率やケアプラザの利用頻度は決して高くありません。このような新しく若い世代を取り込むため、自治会町内会や地区社会福祉協議会、委嘱団体といった地縁組織は勿論のこと、子育てネットワーク会議や小・中学校PTA、ケアプラザの登録団体等、あらゆる団体と連携して地域課題の周知や解決に向けた取り組みへの協力依頼をしていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

連合町内会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の会合や主催する事業に参加し、情報提供や各団体の状況の把握に努め、課題解決と地域福祉の向上に向け、連携しながら取り組みます。地域におけるケアプラザを社会資源の一つと捉え、ケアプラザを知ってもらうことを前提に、地域主催のイベント等に参加・協働していきます。その際、知ってもらうためのツールを案内し、適宜情報発信する中で、地域ケアプラザの役割等を説明しながら、地域とケアプラザのつながりを強化したいと考えます。地域にある数か所の居場所においても協働し、ネットワーク構築を図りたいと思います。見守りや世代間交流、社会参加を目的に事業実施します。実施に向けて、既存の関係機関だけでなく、地域にある企業や施設などこれまで関係のなかった新たな機関との関係構築を図ります。区福祉保健センターや区社会福祉協議会とは毎月行っている「定例ケア会議」を活用して全体的な情報共有を図りながら、個別ケースから見える生活ニーズ・地域ニーズに着目しながら、各種事業に反映していきます。地域福祉保健計画（ひっとプラン）について、ネットワーク構築を担う「地域活動団体懇談会」や「高田地区子育てネットワーク会議」、「お出かけプロジェクト」、「包括レベル地域ケア会議」など、連動性を持たせながら推進します。区内外のケアプラザとも情報交換や連携を図り、必要に応じて事業の共催等も行っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人は昭和 57 年の創立以来、港北区を中心に高齢者支援を軸とした事業を展開してきました。常に時代を見据えた新しい発想を持ち、地域に深く浸透する福祉事業に参画するという方針を貫き、港北区内初の特別養護老人ホーム「港北みどり園」やショートステイセンター「すいらん」、市のモデル事業として開設した認知症高齢者グループホーム「ちとせ」（都筑区）の運営などを行ってきました。平成 19 年には個室ユニット型特養「グリーンライフ」（旭区）と日吉本町地域ケアプラザを開設し、高齢化に伴い多様化するニーズに対応しています。「利用者の笑顔と家族の安心」を基本理念に掲げ、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅福祉、施設福祉の両面から各種サービスを充実させています。

また地域福祉の重要性を認識し、高田・日吉本町両地域ケアプラザを中心に介護予防に関する事業や地域ネットワークの構築、子育て支援、障がい児・者支援、ボランティア育成などにも力を注いでいます。その他、横浜市からの委託による高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業を日吉地区にある住宅（2 棟）を担当しています。また、法人の各施設では積極的にボランティア受入れを行い、地域の皆様に事業にご協力いただくとともに、地域に根ざした施設運営を心掛けています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人では現在 6 施設の運営を行っています。各施設とも安定稼働しているため、利用者への対応やサービス向上に集中できる状況にあります。運用に関しては、理事長を中心として健全な運営を心掛け、適正に会計処理を行うため会計事務所と委託契約を締結し実務にあたっています。また、納税等に関しても法人本部の経理担当者が迅速且つ正確に手続きを行っています。収入面に関しては、法人内各事業所とも安定稼働しており、現時点において問題はなく、次期指定管理期間の運営にも充分に対応していくことができる基盤が整っていると考えています。支出面に関しては多施設運営のスケールメリットを活かし、業者との委託契約や物品購入等で低コスト化を図る他、設備や備品の入替え時には効率のよい製品（LED 照明への転換、節水システム）を導入し、ランニングコストを抑えていきます。また業務内容によっては、情報通信技術の活用を推進し、煩雑になりがちな業務をスリム化することで効率アップを図れるよう環境を改善していきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

指定管理事業、介護保険事業ともに運営基準上の職員配置を確実にを行い、安定した業務が遂行できるようにします。所長には近隣地区の地域ケアプラザにおいて開設から約 14 年にわたり実務者（コーディネーター）として経験を積み、4 年前に異動し管理者に就任したことで地域や各種制度を知り、連合町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする各種地域関連団体、役員とも関係ができている現任者を引き続き充てる予定です。指定管理事業の職員は現任者にて所定の配置を確実にを行い、急な相談等にも対応できるような勤務体制を心掛けていきます。介護保険事業の職員については現任者を中心としながらも、多様化するサービスの実情に見合った基準以上の配置を行うことで、サービスの質の向上に努めます。

また経験年数の長い信頼ある職員をリーダーとして各部門に配置して、地域関係者や利用者、相談者と良好な関係を維持できる体制を構築します。欠員が生じる際には法人内の有資格者、或いは在職しながら資格取得する職員が多いスケールメリットを活かし、適切な人材を早期に補充して日常業務や継続的な事業に支障が及ばないように配慮します。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

ケアプラザ職員として基本的に欠かせない内容である個人情報（プライバシー）保護や人権擁護などについては、定期的な研修実施の他に各会議等で随時確認・啓発を行いながら、職員各々の意識向上を目指します。新入職員には入職時オリエンテーション及び新任研修を実施し、その後も定期的な職場内研修の実施や外部研修、オンライン研修への受講機会を確保し、資質の向上を図ります。実務経験を重ねた職員には専門職としてより高度なスキルが身に付けられるよう、職員各々のレベルに合わせて段階的に研修を受講させ、育成を行っていきます。また研修受講費用だけでなく資格更新に係る費用なども施設側で負担することで、さらなる学習意欲の向上を図り、職員個々のまた施設全体のスキルを高めます。日頃から他部門と協力して事業を開催することで職員間の連携強化や相互理解を深め、それぞれの職員の職務的な範囲を広げていきます。職員が交代する場合には期間を設けて確実に引き継ぎを行うことで業務やサービスに支障が出ないように尽力します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設関係法令やケアプラザ基本協定書に基づき、施設・設備の保守管理を適正に行います。日常清掃及び定期清掃、設備の保守管理等については業者委託にて行い、快適な利用環境を維持します。また、委託業者に任せるだけでなく、職員による朝礼前の 10 分間清掃などの小さな取り組みを継続することで不良及び汚染箇所の早期発見・対応にも努めます。その他、建築基準法第 12 条に基づく建築物・建築設備定期点検を実施して経年劣化状態を判断する等、施設の状態把握に努めます。施設・設備に不良箇所が発生した場合は、必要に応じて区と協議の上、速やかに修理・交換等を行

ないです。開設から 25 年が経過し、大型設備の入替が順次必要になってきているため、優先順位をつけて計画的に実施していきます。備品管理については台帳を完備し適切に行います。貸館利用者に対しては、団体登録時に施設利用に関する注意事項を文書と口頭にて説明を行なうとともに、年 1 回開催する利用者会議（利用団体の代表者）において、施設を安全に快適に利用していただくための注意喚起をします。また、貸館利用者と職員が一緒に行う年末大掃除も、福祉保健活動の一環としてだけではなく施設を大切に利用してもらう意識向上の意味も含めて、今後も継続していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事故防止体制に関しては職員にリスクマネジメントの意識を持って業務を遂行するよう、日頃から業務中の事故リスクを如何にして軽減するか考えます。具体的にはいわゆる「ヒヤリハット事例の対策」を中心として、職員会議やミーティング等の場で随時対応を協議します。単に事故を防止するだけでなく、安全管理の徹底はサービスの質を向上させる手段のひとつと捉え安全な環境づくりを行います。また協力医や区役所等関係機関との連携を密にして感染症等の防止に努めます。事故発生時は対応マニュアルに従って迅速且つ適切な対応を心掛け、的確に関係機関へ報告しながら原因究明と対策の検討を早急に行ないます。怪我や急病の際、迅速な応急処置（AED 操作等を含む）や適切な救急要請等、冷静な対応ができるよう日頃から研修やシミュレーションを実施します。防犯に関しては職員による館内巡回や施設に来館される方には積極的に挨拶や声掛けを行い、不審者の発見と侵入防止を心掛けています。しかし休日や夜間は職員数が少なくなることから、万一の備えとして警備会社直通の通報装置を事務所に設置しています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

福祉避難所としての災害時の備えとして、応急備蓄物資のほか懐中電灯、ヘルメット、ラジオ等を追加購入し、定期的に応急備蓄物資管理台帳の帳簿上の備品在庫数量と実際の備品在庫数量を照合し、不一致がないか確認します。備蓄食料品に関しては賞味期限を確認し入替を行います。また職員には物資の保管場所の周知や防災監視盤の見方、太陽光による災害用発電装置のコンセント位置の確認などを行っています。また災害時優先電話、非常用放送設備や非常対応型自動販売機の使用方法について研修や訓練を定期的に行ない、災害時に迅速に行動できるよう教育します。施設開館時だけではなく閉館時を想定したケースでの職員行動マニュアルを作成し、スムーズに避難所の開設ができるよう準備を整えます。また職員だけでは人数が少なく運営を継続する

ためには地域の協力が必要となるため、近隣の地域防災拠点や行政とも連携を図りながらの運営を想定していきます。利用者会議等で福祉避難所の趣旨と内容を説明し、有事の際の協力について継続的に呼びかけを行っていきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

緊急時対応については年2回の消防訓練を実施し、職員の意識を高めるとともに避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努め、必ず1回は高田消防出張所長に直接指導を依頼しています。またエリア内の地域防災拠点と連携し、拠点主催の訓練にも積極的に参加し、顔の見える関係づくりを目指します。感染症対策については職員で構成する感染症対策委員会を中心に活動します。年間を通して感染症に関する注意喚起、感染予防対策や感染症研修を企画開催することで啓発を行っていきます。手洗い研修は手洗いチェッカーを使用するなど体験型の研修も取り入れ学習定着率を高めるようにします。感染症対策の必需品である消毒液、マスク、グローブなどの消耗品に関しては在庫数の定期的な点検を実施し、余裕をもって補充し欠品にならないようにします。近くに流れる早渕川の水害の備えについては、天気予報と併せて川の防災情報（水位観測）に注意し、早めの対処を心掛けていきます。状況によっては横浜市と包括連携協定を締結したイオン（株）店舗である「そよら」（徒歩1分程度）への一時避難も検討します。またゲリラ豪雨等で外部への避難や帰宅が困難になった場合は、施設2階へ垂直避難し安全確保に努めます。感染症や自然災害が発生した場合であっても、日常生活で支援が必要な利用者の安全と介護サービスの継続性を確保するために作成した業務継続計画（BCP）の教育・訓練を職員に実施するとともに定期的に見直しを行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは地域の福祉保健活動の拠点であり、地域住民だけではなく各種団体、医療・介護事業所等にも公正中立な対応を心掛け、安心してご利用いただくためには信頼性と透明性を高く保つことが重要であると考えます。法人の倫理規程に基づき、誰に対しても偏見や差別なく誠実に向き合い対応することを前提とします。法人内事業所に対しても厳しく対応し、職員には日頃から公的な施設であること、それに伴う業務を担い、責任ある業務を行っている自覚を常に高く持つよう指導します。個人情報保護の徹底は当然として、各々の職員が自分の言動に責任を持って行動します。公正中立な対応が事務的な対応に偏らないよう、利用者・相談者の心情に寄り添い納得いくまで説明していきます。日頃から地域に向けてケアプラザの役割や立ち位置について周知するとともに、良好な関係を維持するよう努めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

ご意見箱の設置や利用者アンケートの実施のほか、利用者会議において意見交換の時間を確保し直接要望や意見をいただく機会を作り、利用者のニーズ把握に努めます。苦情受付については各部門に苦情受付担当者を配置し、苦情解決責任者は所長が担当し、速やかに且つ誠意を持って対応します。その他に第三者委員を複数名配置する体制を維持します。周知は施設内の掲示や契約書類・配布書類への記載等により行い、施設だけでなく公的機関へも苦情の申し立てができる旨もお知らせし、窓口を広げる対応も行なっています。苦情が寄せられた場合は速やかな対応に努め、苦情受付簿や対応した内容等を記録して苦情対応マニュアルに基づき誠意を持って解決・再発防止に向けて取り組みます。新たな対応などが必要な事項は館内に概要について掲示をするなど、経緯や対応などを情報公開し、透明性ある施設運営に努めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

法人の「個人情報保護に対する基本方針」及び「保有する個人情報の保護に関する規定」に基づき、個人情報に関する文書や電子媒体を管理します。また職員に対して上記の基本方針及び規程に関する説明を採用時に行い「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けています。その後も毎年繰り返し内部研修を行い、常に意識を高く保持するよう指導していきます。また電子媒体の個人情報の管理については個々のパソコン内には置かず、サーバーにて一括管理し、パソコンやフォルダにはパスワードを設定し外部からの侵入防止や盗難防止策を講じることで盗難時や災害時における情報流出や個人情報紛失等の被害を最小限に止めます。利用者・家族や後見人などから情報開示に関する請求があった場合は「情報公開規定」に基づき、手順に従い適切に情報を開示します。法人の運営状況等については法人ホームページにて公開し、地域の方が安心して施設をご利用いただけるよう透明性を重視した運営に努めます。「横浜市人権施策基本指針」「法人職員倫理規程」に基づき、人権尊重の視点を持って誰に対しても差別、偏見等なく対応することが福祉保健活動を担う専門職としての基本姿勢であることを研修等の機会を活用し、周知徹底を行っていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市地球温暖化対策実行計画の基本的な考え方である脱炭素社会の推進として脱炭素取組宣言事業者として登録し、館内外にステッカーを掲示して脱炭素化の機運醸成を図っています。また、屋上には太陽光発電設備を設置し、定期的な保守点検やメンテナンスを実施することで安定した発

電を維持しています。またLED化ESCO事業に実施希望の回答し、令和8年度にLED化工事、令和9年度よりサービス開始予定となっています。

ヨコハマプラ5.3計画の考えに基づき、館内で発生するプラスチックごみの減量化を重点的に進め、排出されたものについては的確に分別します。備品や消耗品を長く大切に使うことで無駄な物品購入をしないように努め、コピー用紙の裏面を利用するなどリサイクルできるものは再利用し、ゴミや不用品の発生をできるだけ抑えるよう取り組みます。日頃から節電、節水に努めるとともに空調設備を適正温度に設定するなど省資源、省エネルギーを心掛けます。自動車を運行する際は大気汚染や騒音を軽減するため、待機停車時のアイドリングストップを推進します。光熱水費やゴミ排出量はデータ比較して効果測定を行い、節減に向けて施設全体として意識を高めます。物品購入や修繕等の工事発注については「横浜市中心小企業振興基本条例」を踏まえたうえで、まちづくりや地域の見守り支援への協力といった意味も含め地元企業への発注を優先します。また男女が平等に互いの人権を尊重し、地域社会に参加し、個々の能力を発揮して活躍できる環境づくりを進め、日常生活の充実や地域の活性化を促進していきたいと考えています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

公平に利用していただけるよう貸館の予約状況を館内掲示や当施設のホームページでお伝えし、稼働率の向上につなげていきます。情報提供に関しては広報紙（高田つうしん）や館内の掲示板、SNS（LINE、X）等を活用し、地域情報や福祉保健にまつわる情報などを発信し、関心が高まるよう努めます。当施設のホームページの充実を図り、事業の概要やイベント情報等を周知します。この情報は連合町内会・地区社会福祉協議会のホームページともリンクさせ、最新の情報が必要な人に届くようにします。「ゆずの樹こども納涼祭」や「たかたん♡こどもまつり」のような大きなイベントの際は、普段は貸出スペースとなっていない場所も使用し、催しの活性化を図りながら、同時にケアプラザへの関心も高まるようにしていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域ケアプラザには日々様々な相談が寄せられ、子どもから、高齢者まで幅広く活用されています。中でも地域包括支援センターでは高齢者や介護に関する相談が多く持ち込まれています。しかしそこを入り口として、同居している家族への対応が求められる場面も数多くあります。このような、「家族・地域支援」を行うにあたり、年齢や対象者別の縦割りではなく、制度横断的に対応する専門性が求められています。個々のニーズに的確に対応できるように、日頃から関

係専門機関との情報共有を図り、連携がとれる関係性の構築と、情報収集に努めます。このような活動の中で得られた情報をより身近な形で提供できるよう、広報紙やSNSの活用、館内外への掲示等の手段を用いて地域住民に届きやすい方法で発信をしていきます。

また、子ども・障がい分野に関しましては、高齢分野と異なり地域ケアプラザに相談できるとの認識が薄いのが現状です。テーマごとの事業を実施する中で地域ケアプラザに足を運び、気軽に相談できる場所である事を知っていただくとともに、相談へ繋がるきっかけとしています。事業実施時には専門機関と共に取り組むことで、相談に対し適切かつスムーズな対応ができるよう配慮しております。

専門機関とは事業への協力や制度に沿った支援へと繋ぐだけでなく、地域の福祉保健活動を生かした支援（インフォーマルサービス）を提案するなど、互いの専門分野を活用した相談支援を行っています。ケアプラザ事業への参加を待つだけでなく、専門機関や行政との関わりから得られる情報や地域の福祉保健活動に関する情報を支援活動（子育てサロンや親と子のつどいの広場）や当事者活動（障がい児地域訓練会や家族会）などへ積極的に参加し、地域ケアプラザの相談機能に関して伝えていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

毎月1回定例で行っている「所内部門会議」を継続し、各部門の職員同士が協力しながら担当者が不在の場合でも対応できる体制を継続していきます。また各部門の職員で密に情報を共有し連携しながら事業を行っていきます。区福祉保健センターが主催する「施設間連携会議」などを活用し、この令和7年度より開所する「コミュニティハウス」や「高田コミュニティカフェゆずの樹」「ふらっと高田」などの居場所と情報交換し、交流や事業の総合協力を図っていきます。NPO法人が運営している親と子の集いの広場「たかたんのおうち」とも積極的に連携し事業の効果を高めていきます。また、近隣のケアプラザや活動ホームと共催で「4DEN'S」を開催し、親子で参加する障がい児余暇支援事業を継続します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

関係機関、関連団体、地域団体の会議やイベントに積極的に参加し、地域情報の収集や課題の共有に努め、連携して地域における地域福祉保健活動の底上げを図ります。連合町内会、地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会については毎月の定例会に参加することで更なる連携強化を目指します。地域で開催されている数か所の居場所や親子のひろば等にも参加・協力し、連携強化とネットワークの拡充を図ります。地元の小中学校についても福祉教育や職業体験、自主事業での関わりを継続しながら、認知症サポーター養成講座等の福祉関連事業は計画性を持ち

実施していきます。毎月の定例ケア会議を通じて区福祉保健センターや区社会福祉協議会とは情報共有や意見交換、困難ケースの個別カンファレンス等を行ないながら地域を支援していきます。また、協力医との共催で医療、福祉に関するセミナーを開催し、地域内の医療と福祉のネットワーク拡充を目指します。協力医の提案でスタートした近隣の福祉施設などと協働開催（年2回）している救急法基礎講習会は今後も継続し、有事に備えての職員教育と併せて顔の見える関係づくりをしていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

港北区運営方針の基本目標『活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」』を掲げ、その達成に向けた施策のひとつとして「地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」を挙げています。駅前周辺を中心としたマンション等集合住宅の増加や道路拡張整備等によって交通利便性の向上と交通流の適正化が図られ環境が変わりゆく中、地域が抱える課題や住民の率直な声を直接聞くことができるのがケアプラザの特長です。よって地域にわかりやすく届けるとともに、地域の声を区政に活かすべく区につないでいく窓口的な役割もケアプラザにあると認識しています。高田地区は高齢化率が25パーセントにせまり区内で最も高く、多数の相談が寄せられる一方で、子育てや障がいに関する相談も増加傾向にあり、老若男女問わず各々が多様化、複雑化した課題や悩みを抱えながら生活していることが散見されます。「高齢に特化しない地域包括ケアの推進」の視点を大切に、地域・NPO・企業等とつながりを深めながら協働によるまちづくりを進めていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

「ひっとプラン」については、地域に一番近いサポートスタッフとして区役所や区社会福祉協議会と連携し、推進に協力します。「みんなが笑顔 助け合いのまち高田」のスローガンの下、地域住民が広く関わるような福祉活動の展開を考えます。地域活動への参加と交流を通じて、安心安全な暮らしを目的として取組んでいます。また、生活支援体制整備事業では、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制を地域と共創することが掲げられ、構成員は、高齢の分野に偏ることではなく、子育て支援等の関係者の参画を進めることも、活動の推進や具体化を進める観点から重要です。双方とも世代問わずオール高田で取組むという共通項があり、地域や関係機関と連携・協働しながら進めていきます。そのためにも地域への情報発信に力をいれていきます。地域の方々にイベント等の活動や、生活支援体制整備事業についても知っていただきながら、又、自分が住む地域に関心を持つ重要性を念頭に置き、新たな担い手を見つけていきたいと考えます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

「地域」という括りの中で、それぞれの生活環境に左右されことなく安心して暮らすことができる環境づくりの一端を担う活動を生み出す場として自主企画事業を実施いたします。誰もが「参加しやすく」「楽しめる」そして地域を知るきっかけとなる事業を企画し、地域の方たちの交流の場を作ります。高齢分野に関しては、集まりの場を確保しながら、そこから見える個別の課題、潜在的なニーズに対し地域で解決していけるものを見出し地域や関係機関と共に問題解決に向けた取り組みを行います。子育て分野に関しては、継続して支援事業に取り組むと共に、高田地区子育てネットワークの一員として、関係団体と情報共有、相互事業に協力し地域の活性化に努めます。また、学齢期においても、学校との連携をこれまで以上に深め、PTAとの協働など行いながら地域と繋ぎます。障がい分野に関しては、地区社会福祉協議会、障害児地域訓練会、地域活動ホームなどと協働し、障がい児（者）の居場所作りや外出余暇支援を行うと共に、地域より担い手を育成し、地域での助け合いを推進致します。専門機関と連携をとり情報提供や必要に応じて繋ぐなど相談支援や情報発信も積極的に行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

ケアプラザを利用することで、これまで以上に地域に目を向け、地域活動に関心を持っていたき、福祉・保健活動の場として有効に使用していただけるよう取り組みます。各団体独自の活動は必要に応じてケアプラザも協力、共催者としてその活動を支援し、各団体に適した活動の場の紹介を行うことにより、福祉保健活動としての地域貢献につなげます。地域での活動の場を増やす目的で、地域の各種関係団体にも受け入れ先としての情報提供、情報収集を呼びかけ、地域ネットワークを活かした幅広い福祉保健活動の場を設けます。また、館内清掃やふれあい作品展など自主事業を通して利用団体同士の横の繋がりを築くことや利用者の声を聴く場とし団体間での交流や関係性を深めていきます。既存団体だけではなく、新たに活動を始めたいと考えている方（団体）へも情報提供などを行うと同時に、地域での動向など情報収集も積極的に行い、多くの方にケアプラザを利用していただき、福祉保健活動を通じて地域が活性化していくよう努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ケアプラザ単体で行うのではなく地域関係機関（連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など）とひとつプラン港北への取り組みも生かしながら、地域での担い手の発掘、育成に努めます。これまでにボランティア経験の無い方へのきっかけ作りを行うと共に、地域でのニーズを把握し各機関と情報収集や情報共有をすることにより新たな担い手による地域貢献の場の提供や呼び掛けを行い、地域と住民をつなぎ、地域と共に成長できるようコーディネートしていきます。「出来ることを」「出来る時間に」をキーワードとして、地域の助け合いに広がるよう、気軽なボランティア活動として周知していきます。また、高田地区キャラクターたかたんの活動を通し、若年層世代へのボランティア活動への参加促進、活動の場の提供を積極的に行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域関係機関（連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など）の定例会議や地域活動に参加し、地域情報の収集に努め、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、通所介護事業の全部門との情報共有化を図ります。貸館利用団体を含めた地域活動団体とは、積極的に情報交換の場を持ち、情報提供だけでなく活動状況の把握に努め、地域における福祉保健活動の底上げを図ると共に団体間での横のつながりを強化し、地域一丸となる支援へとつなげていきます。ケアプラザ利用時や地域イベント、地域で開催されているサロン等にも参加をすることで個々からの情報収集行い、課題解決に向けた提案を行います。また、広報紙を自治会町内会、関係機関だけでなく、保育園、幼稚園、小中学校へ配布し、幅広い年代の方に地域の様々な情報を提供し、地域活動への参加を促していきます。地域のパイプ役として、自治会町内会、各種機関、住民などから幅広く情報を収集し、発信していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

高齢者の生活ニーズ・関心事は、民生委員児童委員協議会や老人クラブ連合会、各活動団体の定例会や活動に参加し、収集をします。また個別ケースが話し合われる「定例ケア会議」では、困難ケースになる前の生活に着目しながら、生活支援コーディネーターとして出来たことは何か、どんな生活ニーズによって困難を回避することが出来たのかという視点を持って参加することを、継続します。

会議の場だけでなく、地域の方々との対話から知り得た生活ニーズを、地域支援記録の記載を積み重ね、5職種（指定管理部門）会議等を活用し所内にて分析します。その分析結果を参考にし

ながら、地域支援計画を作成します。地域支援計画は、区福祉保健センターや区社会福祉協議会と共有をしています。平成 30 年から高田地区の移動支援を考える「お出かけプロジェクト」が立ち上り、令和 6 年に 3 回目のアンケートを実施しました。その結果から移動に対する地域ニーズを捉え、町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などと連携しながら、区や市の地域交通サポート事業の制度などの活用を検討し、地域活動へ繋げていきたいと考えています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

民生委員児童委員協議会や老人クラブ連合会、地域の活動団体の定例会や港北区内の生活支援コーディネーターの連絡会に参加し、また他の地域でおこなっているサロンや地域食堂等の見学を行い、情報収集をしていきます。民間企業が行う SDG s 「住み続けられるまちづくり」にも目を向け、区社協や区役所からの情報提供を取り逃さないようにします。他にもインターネットで情報収集を行っていきます。地域の方々が中心となっていくサロンや趣味活動を把握するため、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」があります。この検索ナビは WEB 上で検索できるシステムで、活動の雰囲気が分かるように写真やチラシを添付することもできます。新鮮な情報を地域に提供できるよう、適宜更新していきます。情報収集する際に、新しい方の受入について確認する項目などを設け、内部の情報を把握するとともに、ケアプラザとしてできる支援についても考えます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

平成 30 年に高田地区に住む方々の移動支援を考える「お出かけプロジェクト」が立ち上がり、定期的に定例会を実施しています。自ら移動することが難しくなっても、住民同士の支え合いで、安心して生きいきと暮らせるまちづくりを目指し、連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、居宅介護支援事業所、区社会福祉協議会、区保健福祉センター、ケアプラザを構成メンバーに、取組を進めています。これまで試験運行 2 回や、高齢者世帯を対象にしたアンケート調査 2 回、介護保険要支援 1・2 の認定の方を対象にしたアンケート調査を実施し、高齢者の移動のニーズ調査を行いました。他にはスーパーの配達サービス情報をまとめ高田地区全戸配布する取組を 2 回行いました。ただ現在まで移動支援の確立までに至っていない現状ですが、区政推進課や都市交通局に新たに相談するなど、実現に向け進めています。お出かけプロジェクトの取組を、現メンバーだけでなく地域にも発信しながら、地域活動としての位置づけを確実にしていきたいと考えます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高田地区に、主に高齢者を対象とした生活支援を行う「ボランティアサークルまごの手」があります。高齢者の生活ニーズを把握するため、ケアマネ連絡会や研修会、民生委員児童委員協議会定例会にて、高齢者の日常の困りごとに対する情報を収集しながら、「まごの手」の活動の広報活動を行ってきました。生活ニーズに対応できるよう、活動の拡充を図るための支援を行っていきます。これまでも、「掃除」や「傾聴」に対して、企業の地域貢献事業の活用や、話を聞く仕事としてキャリアアドバイザーに講師をお願いするなど地域向けにイベントを開催してきました。既存のボランティア活動内容の充実だけでなく、新たなボランティアの発掘も視野に開催していきます。他にも生活ニーズの中には「交流」もありますが、男性の閉じこもりも多く、活動者の半数以上は女性が占めています。男性の社会参加を促すために、男性に限定した場づくりを、通所介護事業所等と協働で行っています。ケアプラザを運営する法人の地域貢献事業の予算で戸建住宅を借り上げ、地域のボランティア団体に転貸して居場所づくりを行う「高田コミュニティカフェゆずの樹」に対し、地域にある施設とのマッチングを行います。既に連携しているサービス付き高齢者住宅や訪問看護ステーションとは、子ども向けイベントや健康講座開催に至っています。ニーズや、地域にある機関が持つ資源を把握し、新たなサービスの創出・充実に努めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターには様々な相談が日々寄せられています。相談は地域ケアプラザの窓口で受け付けるだけでなく、要援助者の自宅等に訪問し、相談や介護保険の申請手続きなどを行うアウトリーチ活動も行っております。なかでも、初期相談において高田地区の山坂の周辺で生活をされている相談者自身が下肢筋力低下等の不安のため、区役所や地域ケアプラザまで来訪が難しいことを理由に訪問依頼となるケースが多く確認されています。こうした地域の特性を踏まえながら、本人や家族からの相談はもちろんのこと、近隣住民や地域活動団体等とのネットワークを通じて様々な相談をワンストップで受け止め、専門性や緊急度を的確に判断していきます。その際、相談内容に応じた情報提供や、関係機関の紹介等を行い、総合相談機能を発揮してまいります。

時代とともに変化し多様化、複雑化していく地域課題を地区別、内容別、年代別等に集計し、データベース化を図ります。それを基に地域課題や潜在化している課題の発見に努め、地域包括支援センター職員の知識を深め、三職種間での情報共有を図ります。また地域課題から見えてきたテーマを導きだし、地域住民への啓発活動の為の事業展開を実行していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高田地区は高齢化が進み、戸建やマンションに高齢者が夫婦二人で生活されている方々や、一人暮らしをされている方が年々増えてきています。また、サービス付高齢者住宅も3施設存在しています。駅に近く、都心にアクセスしやすい環境でもあるため、マンションや戸建てが年々増加し、若い世代の流入も増えてきています。以上のような環境から高田地区で認知症になっても安心して暮らしていける体制作りを構築していくために、『認知症サポーター養成講座』や『認知症講座』を年間通じて開催していきます。講座を通して、介護者には、認知症に対する正しい理解や接し方等を学んで頂き、地域住民や小学校、中学校等の生徒や銀行などの企業の方には、認知症に対する正しい理解や接し方、見守り等の支援に協力してもらえるような体制作りを構築していきます。

家族支援・介護者支援として、認知症の方を直接介護する立場の方が不安やストレスなく、介護をできるように『介護者のつどい』を定期的で開催していきます。介護経験者のボランティアにも参加してもらい、介護者同士のコミュニケーションを通して、情報交換や日頃の困りごと等、気軽に話をしてリフレッシュしていただける機会をつくります。家族・介護者の支援を通して、認知症の方々も安心して生活を送れる地域づくりに取り組んでいきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高田地区は港北区区内において高齢化率が高く、戸建やマンションに高齢者が独居もしくは夫婦で生活する世帯が増えており、中には認知症の夫や妻を介護している老々介護や、子供や支援のキーパーソンとなる親族がいない家庭も増えてきています。また障がいのある子どもをその親が介護する等、いわゆる8050や9060問題も増えてきています。

様々な要因により権利擁護が必要とされる方々への支援として、成年後見制度の活用支援を行っていきます。本人や家族・ケアマネジャー等の関係機関へのヒアリングや実態調査を通して、成年後見の必要性を丁寧に確認していきます。また虐待ケースや申立ができる親族がいないといった困難事例においては、区役所や市社会福祉協議会等の関係機関と連携体制を構築し、要援助者の権利が守られるように支援をしていきます。

高齢者虐待の早期発見と緊急対応を効果的に進めるために、地域の居宅介護支援事業所等の介護保険サービス事業所や民生委員児童委員を対象に『港北区高齢者虐待防止ハンドブック』研修を開催します。研修を通して高齢者虐待に関する普及・啓発を図り、関係機関との関係構築や高齢者虐待への対応方法について共有認識をもって取り組めるように事業展開をしていきます。

近年増加傾向にある、消費者被害の防止に向けて警察署や区役所と連携し、周知活動等を積極

的に行っていきます。また身近な相談機関としての地域包括センターの役割を地域ケアプラザの事業や自治会の会合等で周知し、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行ないます。

一人ひとりの高齢者の状態に合わせるには様々な支援が必要なため、特定な状況だけではなく（介護認定を受けていないや医療のみの支援を受けているなど）地域で暮らし続けることができるよう丸ごと（包括的）支援を行ないます。インフォーマルサービスや地域住民によるボランティア活動、多職種との連携などのネットワークを活用できるよう情報提供を行います。またかかりつけ医や入退院先の病院との連携を行ない在宅生活へ移行の際には切れ目のない（継続的）支援が出来るようにします。そのために区役所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との交流会、各事業所との情報共有、または研修会や事例検討会を開催し、ケアマネジャーが困難に思っていることや、困難に直面していることを解決できるよう包括支援するとともに、スキルを高められるように支援します。地域が持つ課題を把握・抽出し、インフォーマルサービス資源の開発にも役立てていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

個別・地域課題の解決に向けて医療機関と介護事業所等が情報共有を円滑にできることや同一言語（難解な専門用語を不使用）での話し合いができることで、一人ひとりの高齢者の支援が協力して行なえるようにします。具体的に区内包括合同の研修会、区内地域包括支援センターと港北事業所連絡会「ガンバ港北」・区の共催による研修会、高齢者支援ネットワークの研修会の開催に協力し、各々のスキルアップができるようにします。他職種間で話し合う場が持てることで医療と介護の連携を深められるように努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議では、地域で生活する高齢者の現状の共有、高齢者が安心して生活するために必要な見守りについての検討をしています。地域ケア会議の「個別課題解決機能」「ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」などの機能を有していること、相互に関係し合いながら地域の実情に合わせて他の会議と組み合わせしていく重要性についても理解を深めていきます。また個別ケースの検討だけではなく個別ケースから得られた地域課題、支援に対する成功要因、把握できた地域課題などをもとにして「不足している社会

資源の開発」「課題解決のために必要となる人材育成」など、地域の実情に応じた課題について検討して解決していくことを目指します。今後は地域ケア会議にて、見守りを必要とすることが多い認知症の方の理解を深められるような機会を作り、住民が主体的に見守り体制の構築について考えることができるよう取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域包括支援センター職員(3名)で引き続き事業を行ないます。利用者本人の意向を尊重し「いまできること」をストレングスととらえ、自立した生活が送れるように介護予防サービス・支援計画書を作成します。同時に要介護状態になることを防ぐ意識をもって計画書を作成していきます。インフォーマルサービスの情報提供を行ない、その方らしく住み慣れた地域で暮らし続けられることを大切にします。地域包括支援センター内だけでは計画書作成は難しいため、居宅介護支援事業所に業務委託を行ないます。委託する場合は、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーやサービス事業所との連携を図り、適切なケアマネジメントが出来るように支援します。選定方法としては包括内で打合せしながら、公平中立の意識をもち委託先を決め、利用者・利用者家族へ提案をしています。包括内では業務の進捗状況に関して報告、連絡、相談して行ないます。

地域包括支援センター職員として、必要なスキルアップのため積極的に研修に参加します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者の認定率が区平均より高く、要介護高齢者の増加が見込まれます。そのため介護予防に関する普及啓発を通じて、高齢者が主体的に健康づくりに取り組むことを促します。ケアプラザでは『ハツラツ！高田』という介護予防教室を開催し、日常生活の中にフレイル予防を取り入れられるよう支援していきます。ケアプラザまで来ることが難しい方のために、「高田コミュニティカフェゆずの樹」や「ふらっと高田」、「高田研修所」など、ケアプラザ以外の場所でも介護予防教室を実施していきます。地域で活動をしているグループ、元気づくりステーションに対しては、介護予防における活動の意義、重要性を再確認し、グループ同士での交流や学びの共有の機会を作り、活動を継続していくことができるよう支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

当ケアプラザのコンセプトである「安心して暮らせるまち高田でみなさまとともに歩む」を推進していく為に地域包括支援センターとしては、3つの主要テーマに取り組んでいきます。1つ目は、認知症、引きこもり、ゴミ屋敷、虐待（高齢・障がい・児童）、消費者被害、貧困などの問題が発生している世帯の早期発見、早期対応に努めていきます。その為にはまず、地域包括支援センターという相談窓口の存在を充分周知していくことが大切と考え、広報紙を活用して周知を図ります。又、ケアプラザ内の事業や町内会の会合等に参加して周知をしていきます。2つ目は、見守り体制の構築です。重層的な見守り体制を構築するため、個別や包括レベル地域ケア会議等で情報共有を行い、地域交流部門や生活支援体制整備部門との協働のもと、地域住民を始めとした町内会や委嘱団体、ボランティア団体、医療・介護関係者、等と連携して対応できる体制の構築を進めていきます。3つ目は、ボランティア等の育成です。その為には、ケアプラザ内の事業等で、ボランティアについての情報提供を行い、地域交流部門や生活支援部門の協働のもと、ボランティア講座等を開催し、担い手の育成に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ケアマネジメントを行なう際は法令を順守し、利用者、家族本位を基本として公平、公正なマネジメントを心掛け、利用者が安心して在宅生活を送れるよう支援していきます。可能な限り利用者とその家族の意向を反映させた質の高いケアプランを作成します。港北区との委託契約による要介護認定調査業務も行います。24時間連絡が取れる体制を整え、利用者等からの急な相談にも対応しています。特定事業所加算の対象となる事業所として計画的に研修を実施し、同法人や他法人と協働で開催する事例検討会や勉強会などに参加し、介護支援専門員の質向上に努めます。介護保険サービス以外にも、横浜市独自のサービスやボランティア情報を収集し、介護保険サービスでは補えない部分の支援にも役立てます。

福祉避難所でもあるケアプラザの居宅介護支援事業所として、自然災害や感染症が発生した時は業務継続計画に則り業務の継続に努め、地域の一員として利用者や地域の支援をしていきます。

介護支援専門員は利用者に対する虐待を発見できる立場であることを認識し、虐待防止委員会を設置しております。虐待についての研修を行い、家族による虐待の発見や職員による虐待の防止、早期発見を徹底します。

ケアプラザ内の事業者という性格を活かし、区役所や地域包括支援センターからの緊急、困難ケースについても積極的に受け入れ、早急に対応し、各サービス提供事業者と継続的に連携を図りながらチームアプローチの確立に努めます。地域包括支援センターからの要支援者の支援も受け入れ、その方の生活状況や趣味活動などの情報を共有し、要支援者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう支援をしていきます。地域ケアプラザの介護支援専門員として、地域の住民の集いなどに参加をして、介護保険を身近に感じて頂き、支援が必要になった時に円滑に支援が行えるよう、顔の見える関係性を築いていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者が可能な限り、住み慣れた土地でその人らしい日常生活が送れるように支援し、高齢によって外出の機会が減少し、閉じこもりがちになってしまう孤立感の解消、心身機能の維持、家族の負担軽減を目的として実施していきます。介護度が中重度の方であっても、生きいきとした毎日が送れるように、在宅生活に必要なケアや社会性の維持を目的としたプログラムを作成します。心身の活性化に不可欠な食事にも力を注ぎます。旬な食材を取り入れた献立を作成し、個々の利用者に合わせた食事形態で、出来立ての食事を提供します。レクリエーションの一環として、音楽を通じて歌と体操のリハビリプログラムを習慣化しています。音楽の持つ力を活用して脳を活性化し、心身に良い影響を与えられるよう趣味やご利用者の目的作り、モチベーションの向上へつながるよう支援していきます。また、地域のボランティアの方に協力していただくなど地域ケアプラザの通所介護として、地域との関係作りも大切にしていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

今後5年間の収支計画を現状の運営状況を照らし合わせ立案した場合、指定管理料の金額を上限に設定しても十分に余裕を持って運営していけるとは言えない状況にあります。最低賃金の上昇率の推移や同一労働同一賃金、職員の定着率の良さゆえの人件費の増大は明らかなです。また開設から25年以上が経過し、施設の維持管理、修繕等に必要な経費も年々嵩んでいくことを考慮すると、今後これまで以上にすべての部門において、効率性や採算性を重視した事業運営が求められます。これまで開催してきた事業を振り返り精査し、費用対効果等を念頭に置いた事業づくり、それでいて地域にとって有効な事業展開をしていきます。介護保険事業の収入は今後も利用者にとってのサービスの質の向上のため還元し、満足度の高いサービスの継続は当然のことですが必要に応じて指定管理事業に充当する等、ケアプラザ全体として偏りのない会計に努めていきます。また、近年問題となっている収益の内部留保についても、過剰なものにならないよう法人として取り組んでいきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

ケアプラザ全体の収支が安定して推移していくように指定管理料が不足するような状況においては、デイサービス等からの介護保険事業収入を充てるなどし、運営の安定を図ります。日々の小さな積み重ねの活動をはじめ、以下のような様々な取り組みにより運営費を低額に抑えられるよう職員が各々の立場でコスト意識を持って業務を遂行します。

- ・スマートクロックを導入し時計、電気使用量の見える化やトイレに自動節水器を設置して節電、節水等の省エネルギー活動
- ・備品類の低コスト補修にて長期使用
- ・古紙、印刷済み用紙の裏面使用による資源再利用
- ・訪問時等、電動自転車を利用し交通費や燃料費の節約
- ・業務効率化の取り組みによる時間外勤務（人件費）の削減
- ・地域の各種団体やボランティア協働による低予算での自主事業の実施
- ・書類の電子化による書類印刷の減量化
- ・高額な備品購入や修繕及びリース契約時の相見積もり、入札等の実施
- ・簡易な故障や不具合箇所の自己修繕
- ・一部の植栽剪定は専門業者ではなく職員による剪定やボランティア団体へ依頼

指定管理料提案書
(横浜市高田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	13,463,913円	13,515,625円	13,568,500円	13,621,375円	13,675,375円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		金額は今後の事業計画を見据え、社会情勢を鑑みて算出しました。	☐	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円
事務費		金額は実績をもとに現在の社会情勢と今後の予測より算出しました。	☐	3,660,000円	3,610,000円	3,560,000円	3,510,000円	3,460,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	8,150,000円	8,150,000円	8,150,000円	8,150,000円	8,150,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-3,913円	-5,625円	-8,500円	-11,375円	-15,375円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人 件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	19,760,738円	20,128,875円	20,503,500円	20,887,125円	21,097,125円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人 件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		金額は実績と事業計画をもとに 今後の社会情勢を鑑みて算出 しました。	☐	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円
事務費		金額は実績をもとに現在の社会 情勢と今後の予測より算出しま した。	☐	4,130,000円	3,800,000円	3,350,000円	3,000,000円	3,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-6,738円	-44,875円	-30,500円	-3,125円	-213,125円
合計				27,490,000円	27,490,000円	27,429,000円	27,490,000円	27,490,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		金額は実績と事業計画をもとに 今後の社会情勢を鑑みて算出 しました。	☐					
事務費		金額は実績をもとに現在の社会 情勢と今後の予測より算出 しました。	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	-12,000円	-70,000円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		区内でも高齢化率が高い地域と して特色ある事業を積極的に開 催していきます。事業計画より 算出しました。	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市高田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円	24,808,000円
		地域包括支援 センター運営事業	27,490,000円	27,490,000円	27,429,000円	27,490,000円	27,490,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,637,000円	58,637,000円	58,576,000円	58,637,000円	58,637,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	2,690,000円	2,690,000円	2,690,000円	2,690,000円	2,690,000円
		居宅介護支援事業	21,353,000円	21,353,000円	21,353,000円	21,353,000円	21,353,000円
		通所系 サービス事業	88,324,000円	88,368,000円	88,412,000円	88,456,000円	88,500,000円
			112,367,000円	112,411,000円	112,455,000円	112,499,000円	112,543,000円
	その他収入		1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
			172,504,000円	172,548,000円	172,531,000円	172,636,000円	172,680,000円
支出	内訳	人件費	110,105,399円	111,293,505円	112,553,395円	113,832,488円	114,889,357円
		事業費	15,560,000円	15,560,000円	15,560,000円	15,560,000円	15,560,000円
		事務費	13,000,000円	13,000,000円	12,000,000円	11,500,000円	11,500,000円
		管理費	20,171,000円	20,171,000円	20,171,000円	20,171,000円	20,171,000円
		その他	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
			160,236,399円	161,424,505円	161,684,395円	162,463,488円	163,520,357円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支			12,267,601円	11,123,495円	10,846,605円	10,172,512円	9,159,643円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市高田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

過去の実績をもとに業務に支障が生じないよう人員配置としました。常勤職員については、横浜市指定管理者公募要項の最低人員数を満たす配置とし、非常勤職員については地域活動交流事業で常勤換算1.5名としました。

一団体の概要

(令和 7 年 2 月 10 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん りょくほうかい) 社会福祉法人 緑峰会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6051 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和 57 年 3 月 27 日			
沿革	・昭和 57 年 12 月 特別養護老人ホーム港北みどり園開設 ・平成 9 年 3 月 認知症高齢者グループホームちとせ開設 ・平成 12 年 2 月 横浜市高田地域ケアプラザ開設 ・平成 12 年 5 月 ショートステイセンターすいらん開設 ・平成 19 年 4 月 特別養護老人ホームグリーンライフ開設 ・平成 19 年 9 月 横浜市日吉本町地域ケアプラザ開設			
事業内容等	・介護老人福祉施設 ・短期入所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・通所介護 ・居宅介護支援 ・地域包括支援センター ・地域活動交流 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	1,603,205,267	1,595,599,037	1,548,429,021
	総支出	1,526,010,050	1,501,357,664	1,495,320,363
	当期収支差額	77,195,217	94,241,373	53,108,658
	次期繰越収支差額	1,290,201,645	1,384,443,018	1,437,551,676
連絡担当者	【所 属】			
	【氏 名】			
	【電 話】			
	【F A X】			
	【E-mail】			
特記事項				